

事例 29 アイヌ施策推進法に基づく共用林野設定

(北海道森林管理局 日高南部森林管理署)



- 北海道日高郡(ひだかぐん)新ひだか町(しんひだかちょう)
日高南部森林管理署
- (左) 新ひだか町と日高南部森林管理署との契約締結の様子
(右) イナウ(アイヌの祭具)と材料となるヤナギ

アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、平成31年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施のための支援措置が設けられました。

国有林野においては、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取について共用林野を設定し、アイヌの人々が共同して採取する権利を取得できるようになりました。

アイヌの祭具である「イナウ」の材料となるヤナギは、これまで町有林や河川敷で採取されてきましたが、資源が少なくなっていたことから、令和2年7月12日、日高南部森林管理署は新ひだか町との間で共用林野の契約締結を行い、新ひだか町の国有林野約1,069haにおいて、ヤナギの枝を年間で600本採取できることとしました。これにより、祭具の材料を国有林野から安定的に採取できることが期待されます。

引き続き、アイヌ文化の振興等に寄与するため、共用林野制度の活用を含めた国有林野の活用支援等を行います。